

「新総合事業」は 介護保険サービスをどうかえる？ 介護保険制度は守られるのか

昨年の介護保険法の改定によって、2017 年から要支援者に対する介護予防の訪問介護と通所介護が、市の「新総合事業」に移管されます。

「今までと同じサービスを受けられるのか」「利用者負担が増えるのでは」など悩みはつきません。事業所も、介護報酬の大幅な引き下げの元で、介護職員の処遇改善を困難にし、満足な介護が提供出来ない状況にあります。尼崎市では、3 月に通所介護事業所、訪問介護事業所、利用者それぞれにアンケート調査を行っています。アンケート結果や進捗状況についてお聞きし、市民が安心して介護を受けるためにどうすればよいのか、この機会に学習し運動を広げましょう。どなたでも参加できます。多くのみなさんのご参加をお待ちしています。

日時 4月26日(火) 18時半～

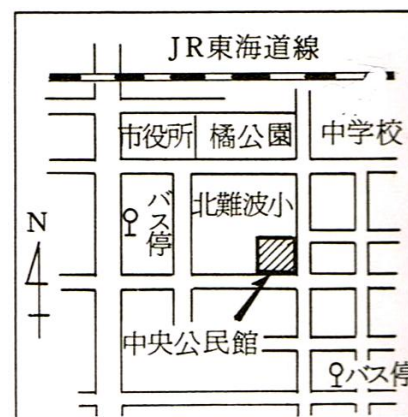
場所 尼崎中央公民館 視聴覚室
(尼崎市東七松町1丁目23番1号 TEL 06-6375-5639)

講師 尼崎市 高齢介護課担当者

尼崎市出前講座

「『新総合事業』は介護保険
サービスをどうかえる？」

- ・介護現場での具体的な事例をおよせください。
- ・介護予防事業を受けられている市民の方の声もお寄せ下さい。



ー参加ご希望の方はFAXでご連絡ください 担当:荒川 (TEL 078-393-1817) ー

兵庫県保険医協会尼崎支部 FAX 078-393-1802

■参加希望 医療機関名/ご氏名()
ご連絡先() 人数()人

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

375 号

2016 年 4 月 5 日付

〒 660-0055 尼崎市稲葉元町 2-11-10 八木クリニック
兵庫県保険医協会尼崎支部 TEL06-6417-6600 FAX06-6417-6011

2016 年診療報酬改定研究会

診療報酬引き上げと 患者負担軽減を



熱心に聞き入る参加者

今改定は、本体プラス 0.49%、薬価マイナス 1.22%、材料価格マイナス 0.11%、改定率から外された薬価引き下げ分なども含めると全体でマイナス 1.44%となった。

協会では 4 月改定に先立ち、県下各地で診療報酬改定研究会を開催。尼崎では 3 月 21 日に歯科研究会を、また 23 日に医科研究会を開催し、それぞれ会員、職員ら 134 人、181 人が参加した。(2 面につづく)

(1 面のつづき)

会場では、診療報酬不合理是正に取り組む方針となる決議を採択し、さらなる患者負担増計画の中止を求める請願署名の協力を訴え、尼崎会場では医科、歯科あわせて 109 筆の協力を得た。協会は、いつでも、どこでも、だれでも必要な医療が受けられるよう、医療保険制度の改善を求める運動に引き続き取り組むことにしている。

第 507 回幹事会だより

3 月 18 日 (金) 於 JR 立花「日出安」

- 尼崎支部の会員数
3/17 現在 医科 379 人、歯科 152 人
- 医療をめぐる情勢と運動対策
当面の支部企画、医療情勢などについて意見交換した。
- 次回の幹事会
4 月 22 日に「39 昌」にて開催。

支部会員の先生方へ

未入会のお知り合いの先生、 ご子弟に入会を是非おすすめください

保険医協会は県下で 7,200 人以上の医師・歯科医師が入会し、開業医が安心して診療に打ち込めるよう支えあう、開業医自身がつくる団体です。医学の進歩と医療技術の向上、変化する医療制度への対応、怪我や病気など万が一の時の備えなど、開業医の診療、経営、生活を全面的にサポートします。勤務医の先生も県下で 1,500 人を超える先生方にご利用いただいております。

協会未入会のお知り合いの先生、ご子弟に是非、入会をおすすめください。



支部ニュースへの投稿を募集しています

支部ニュースへの投稿を募集しています。
日常診療にかかわることや、主張、趣味のお話などお寄せ下さい。

TEL 078-393-1805 / FAX 078-393-1802 e-mail naga@doc-net.or.jp 担当：長澤まで



尼崎アスベスト(労災型)裁判 控訴審判決公判！ 大阪高裁に集まろう！ 5月26日(木) 12 時 30～

集合場所 **大阪高等裁判所 南の広場** (大阪高裁の真南)

山本隆彦さん、藤原信之さんの遺族が、加害企業・クボタとアスベストの規制を怠った国の責任認めるように訴えた大阪高裁での裁判は、2 月 15 日に結審しました。

この労災型アスベスト訴訟控訴の結審で、原告弁護団は、労働者の生命よりも産業活動を優先させた神戸地裁判決を厳しく批判し、1 月 22 日の大阪建設アスベスト訴訟大阪地裁判決、同 22 日の京都建設アスベスト訴訟京都地裁判決が、双方とも国の責任を認めていることにふれ、「加害企業が利益追求のために安全策をとらず、そのしわ寄せが労働者の命に及んだこと、国の不作為が被害を拡大させた事実を真摯に受け止め、経済活動を優先させるのか、人命・健康を優先させるのかという価値判断を伴う重要な事件であることを認識の上、公正な判断を」と訴えました。

いよいよ大阪高裁で 5 月 26 日午後 1 時 20 分に判決が言い渡されます。

上記の日程で判決前集会、判決後の報告集会は午後 1 時 30 分頃から、大阪市立中央公会堂 (中之島公会堂) で開催します。

労災型の尼崎アスベスト訴訟判決を、これまでの運動の総仕上げと位置づけ、大法廷を埋めつくしましょう。多くのみなさんの参加をお願いします。



集合場所・大阪高裁南側広場

判決後の報告集会は、大阪市中央公会堂・小集会室です。

アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会

連絡先・尼崎市長洲中通 2 丁目 1-3 電話・FAX 共通 06-6489-2600
ホームページ <http://www.asbestos-ama.net/> メール asubesutoama05@bca.bai.ne.jp

アスベスト健康被害に関するご相談は、お気軽にお寄せください